

生活保護診療報酬明細書点検委託業務仕様書

- 1 委託業務名 生活保護診療報酬明細書点検委託業務
- 2 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 業務の実施場所日数 和歌山市役所生活支援第1課内（市の指定する場所・点検用端末3台程度）。1か月点検日数は作業を終了出来る日数を双方で協議の上決定する。
- 4 業務の目的 生活保護診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び施術報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検を行うことにより、生活保護法による医療扶助費の適正な支出を図ることを目的とする。
- 5 業務実施日時 毎月の点検開始・終了日は委託者が定め、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
- 6 管理事項
- (1) 受託者は、業務責任者を定め委託者の承認をえること。
 - (2) 依頼された業務は、責任を持って迅速かつ正確に処理すること。
 - (3) 点検従事者への指示は、責任者を通じて行うこと。
 - (4) 点検作業従事者は、レセプト点検業務で5年以上の経験と、医療事務技能能力に精通した者であること。また、作業従事者の内少なくとも常時1名については、レセプト管理システム（生保レセクラウドサービス）及び基本的なPCの操作（印刷、Excel等）について習熟した者を配置すること。
 - (5) 委託にかかるレセプト等については、責任を持って管理し、紛失しないように特に注意すること。

7 業務内容

- (1) 電子レセプトの単月及び縦覧点検業務（縦覧点検は3か月に一度）
- ア 単月点検について、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの単月分を対象とすること。点検に当たっては下記内容に留意の上実施すること。
- (ア) 固定点数の点検
 - (イ) 縦計及び横計の点検
 - (ウ) 傷病名に対する診療行為の適否にかかる点検
 - (エ) 重複診療と思われるレセプトの抽出
 - (オ) 診療実日数の確認
 - (カ) 初診料・再診料算定、乳幼児加算、医学管理等、入院料、食事療養費の適否にかかる点検
 - (キ) 調剤レセプトの調剤月日の適否にかかる点検
 - (ク) 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合審査
 - (ケ) その他請求内容の妥当性についての点検
- イ 縦覧点検について、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの3か月分を対象とすること。点検に当たっては、下記内容に留意するとともに複数の医療保険受診など複数のレセプトを突合、確認するなど効率の良い点検を実施すること。
- (ア) 単月のレセプトを3か月分組み合わせ点検すること。
 - (イ) 単月のレセプトで発見できない内容点検すること。
 - (ウ) その他請求内容の妥当性を点検すること。
- ウ 単月点検及び縦覧点検後、支払基金への再審査請求となる電子レセプトについて、レセプト管理システム（生保レセクラウドサービス）に付箋の作成を行うこと。
- エ 紙レセプト分については、再審査申出を行うレセプトを原紙印刷し、その後付箋を

貼り付けること。

- オ 毎月業務終了後、市の指定する「レセプトの単月及び縦覧点検業務報告書」を委託者に提出すること。
- カ 点検後、再審査から戻ったレセプトのデータを集計し、各月の減額実績を委託者へ報告すること。

(2) 資格点検業務

- ア 委託者から提供されるエラーリスト（支払基金からの請求データと各福祉事務所の発券データ等とを突合した結果、発券データがないにもかかわらず、請求データが存在するもののリスト）を基に、エラーの要因を確認する。
- イ エラーの要因が資格過誤である場合は、過誤調整が必要な旨、医療機関へ連絡する。
- ウ 支払基金に送付する再審査請求内訳を作成し、委託者に提出する。
- エ 資格喪失で返戻する必要があるものについては支払基金への返戻処理を行う。
- オ 毎月業務終了後、「資格点検業務報告書」を委託者に提出する。
- カ 点検後、過誤調整を依頼したレセプトのデータを集計し、各月の減額実績を委託者へ報告する。
- キ 支払基金から返付依頼がある場合は、支払基金への返付処理を行う。

(3) 施術報酬明細書の点検業務（紙レセの点検）

- ア 每月指定する日（11日～14日の間の日）に毎月10日（休日の場合は次営業日）までに受付されたレセプトについて以下の点検作業を行う。
 - （ア）同一疾病について、施術と医科の重複受診がないか、レセプト管理システムを活用のうえチェックする。
 - （イ）転帰欄に治癒、中止又は転医の記入がないまま新規とし、初検料・初検時相談支援料等算定していないかチェックする。
 - （ウ）同一負傷名を算定し、再検料・施療料等算定していないかチェックする。
 - （エ）初検のみで初検時相談支援料の算定は不可のため、チェックする。
 - （オ）近接部位において、同時算定不可の部位がないかチェックする。
 - （カ）往療料について、所定の料金により算定されているか、距離・回数等確認する。
 - （キ）施術料金の算定について、回数等が適正かどうか確認する。
 - （ク）3部位以上の施術に関して、負傷原因が記載されているかどうかを確認する。また、負傷原因と負傷箇所に整合性があるかを確認する。
 - （ケ）3か月を超えて継続する施術に関しては、負傷部位・症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした長期施術継続理由書が添付又は、摘要欄に記載されているかを確認する。
 - （コ）施術報告書交付料を算定している場合、施術報告書の写しが添付されているかを確認する。
- イ 上記点検の結果、特に指導が必要と思われるもの及び「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な支給（平成23年3月31日社援保発0331第7号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」における被保護者に対する重点的な病状調査の実施に関するリストを作成する。
- ウ リスト掲載者のうち、施術報酬の算定に係るもの、施術の給付の妥当性に係るものについては、改善取組依頼文書を添付して、委託者に回付する。
- エ 施術の給付の妥当性に係るものについて、委託者から被保護者に対して改善指導を行った結果、施術業者から問い合わせがあった際の対応については、受託者が行うものとする。
- オ 施術者ごとの集計表を作成し、委託者に毎月15日までに提出する。

- カ 改善取組結果を記載したリストを取りまとめ、減額実績を委託者に報告する。
- キ 毎月業務終了後、「施術レセプトの点検業務報告書」を委託者に提出すること。
- ク その他、上記事項に係る業務を遂行するに当たっては、委託者との連携を図るものとする。

8 予定点検枚数及び回数等

予定数量については、あくまでも予定であり、予定を超える又は予定を下回るかのいずれの場合においても、単価を変更することなく単価契約にて支払いを行う事。

また、資格点検業務、それぞれの業務における報告書、リストの作成費用、連絡業務等についてもこの単価に含まれるものとする。

診療報酬明細書単月点検（医科・歯科・調剤・訪問看護）

18, 600枚（1か月） 年間12回

診療報酬明細書縦覧点検（医科・歯科・調剤・訪問看護）

55, 800枚（3か月に一度） 年間4回

施術明細書点検 200枚（1か月） 年間12回

施術明細書配列 200枚（1か月） 年間12回

9 その他

毎月の業務の詳細、仕様書に定めのない事項、制度変更による点検方法の変更細目については、当事者双方が協議して定める。

10 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、生活保護医療扶助に係る診療報酬（施術含む）明細書（レセプト）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助に係る診療報酬（施術含む）明細書（レセプト）の点検委託業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 電子レセプトの単月及び縦覧点検業務（縦覧点検は3か月に1度）
- (2) 資格点検業務
- (3) 施術レセプトの点検業務

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金は、次に掲げる処理単価に処理件数を乗じて得た金額の合計額とし、その合計額に対する消費税及び地方消費税を加算したものとする。

処理単価	診療報酬明細書 単月点検 (1枚)	診療報酬明細書 縦覧点検 (1枚)	施術明細書点検 (1枚)	施術明細書配列 (1枚)
	円 錢	円 錢	円	円

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委任等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要であると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関する必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要である場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けるときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（処理期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により月単位に委託業務

を完了することができないときには、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにし、指示を求めるべきである。

この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関する発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担すべきものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関する発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅延なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めるべきである。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めるべきである。

(委託金の支払)

第12条 乙は、処理した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により委託金の支払が遅れた場合は、未受領金につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第18条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 第19条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

(6) 第15条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは乙に対して通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除請求権)

第15条 乙は、次のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

(1) 第8条第1項の規定により、委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定により、委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたと

き。

- 2 第13条第3項の規定には、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。
(秘密の保持等)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務の処理過程でのレセプト並びに作成した記録等を第三者に閲覧させ、若しくは複写させ、又は譲渡してはならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第1審の裁判所とする。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第18条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(ポリシーの遵守)

第19条 乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第17条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったとみとめられるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことのより、乙に損害が生じても、その責め

を負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りではない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補 則)

第22条 この契約に定めない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和8年4月1日

甲 住 所 和歌山市七番丁23番地
氏 名 和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。